

11.訪問購入（買取）のトラブル

事例 「不用品はないですか」と事業者から電話があり「服でも靴でもなんでも買取る」と言うので家に来てもらった。しかし、用意していた不用品には目もくれず「貴金属はないですか」と言うので、金のネックレスと指輪を出したら安値で買い取られた。取り戻したい。

消費者の自宅等に事業者が訪問し物品を買取る取引を「訪問購入」と言い「特定商取引法」で規制されています。

原則すべての物品が規制対象ですが、下記は規制対象から除外されています

自動車（二輪を除く）

家具・家電（洗濯機・冷蔵庫など）

本・CD・DVD・ゲームソフト類

有価証券



飛び込み勧誘（不招請勧誘）の禁止

事業者の「飛び込み勧誘」は禁止されています。あらかじめ消費者の同意を得てからでないと事業者は訪問してはいけません。消費者から電話で得た同意が「服の買取り」や「査定依頼」であるにもかかわらず、同意を得ていない「貴金属の買取り」の勧誘をすることは禁止されています。

クーリング・オフ（P5～P9 参照）

事業者には契約書面の交付が義務付けられています。消費者は契約書面を受け取った日から数えて8日間は書面または電磁的方法（電子メール等）によりクーリング・オフができます。

消費者は、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。

クーリング・オフすると事業者に渡した物品は消費者に返還され、消費者は受け取った代金を事業者に返還します。



不審に思った場合や不要な場合は、はっきり断るようにしましょう。

消費者庁イラスト集より